

## 貯水槽水道に関する主な関係法令

黒文字 建築物衛生法の規定  
 青文字 水道法の規定  
 茶文字 新潟県の衛生管理指導要綱の規定  
 紫文字 新潟市の衛生管理指導要綱の規定  
 緑文字 新潟県・新潟市共通の衛生管理指導要綱の規定

| 区分         | 特定建築物   | 簡易専用水道  | 貯水槽水道   | 貯水槽水道   |
|------------|---|---|---|---|
| 対象施設       | 興行場・百貨店・集会場<br>図書館・博物館・美術館<br>遊技場・店舗<br>事務所<br>学校及び研修所等<br>旅館   | 水道法第34条2の1に規定する簡易専用水道が設置されている施設   | 左の建築物衛生法、水道法等に該当しない全ての施設  | 左の建築物衛生法、水道法等に該当しない全ての施設  |
| 主な法令規則等    | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)   | 水道法   | 新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱   | 新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱   |
| 貯水槽水道の規模   | ①建物の規模による一般的には、3,000m <sup>2</sup> 以上の建物(学校8,000m <sup>2</sup> 以上)<br>②貯水槽の規模、容量に関するもの  | ①建物の規模、使用目的に関係ない<br>②貯水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> を超えるもの<br>③(全貯水槽が対象)   | ①建物の規模、使用目的に関係ない<br>②貯水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> 以下のもの<br>③(全貯水槽が対象)  | ①建物の規模、使用目的に関係ない<br>②貯水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> 以下のもの<br>③(全貯水槽が対象)  |
| 対象水源       | 上水及び地下水等の全て   | 上水のみ  | 上水及び地下水等の全て   | 上水及び地下水等の全て   |
| 管理基準(該当条項) | 施行令・第2条2のイ(政令第304号)   | 施行規則・第55条(省令第45号)   | 新潟県衛生管理指導要綱第5条別表2   | 新潟市衛生管理指導要綱第4条別表2   |
| 清掃         | 定期的清掃<br>新設、入替、修理等を行った場合<br>汚染の疑いや長期断水、濁水等その他異常のあった時(事業登録の手引き)  | 水槽の掃除を1年以内ごとに、定期的に行うこと。<br>新設、入替、修理等を行った場合<br>汚染の疑いや長期断水、濁水等その他異常のあった時(事業登録の手引き)  | 水槽の清掃は1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。<br>新設、入替、修理等を行った場合も清掃を行うこと<br>汚染の疑いや長期断水、濁水等その他異常のあった時(事業登録の手引き)  | 水槽の清掃を1年以内に1回、定期的に行うこと。<br>新設、入替、修理等をした場合も清掃を行うこと   |
| 水質検査       | 簡易検査<br>7日以内毎に1回定期的に実施<br>1 残留塩素濃度測定<br>1 0.1mg/l以上<br>2 水の色<br>3 水の濁り<br>4 水の臭い<br>5 水の味<br>6 その他異物等混入<br>定期検査<br>水質基準(省令第101号)<br>消毒副生成物試験<br>年1回、6~9月の間に知事登録水質検査機関の検体採取による実施<br>特定建築物定期試験<br>貯水槽清掃後、速やかに知事登録水質検査機関の検体採取により実施<br>建築物一般試験<br>6ヶ月後に<br>知事登録水質検査機関の検体採取による実施 | 7日以内毎に1回定期的に実施<br>1 残留塩素濃度測定<br>1 0.1mg/l以上<br>2 水の色<br>3 水の濁り<br>4 水の臭い<br>5 水の味<br>6 その他異物等混入<br>-----<br>-----<br>-----<br>-----<br>建築物一般試験<br>12項目水質検査は1年以内ごとに1回、定期的に行うこと<br>貯水槽清掃後、速やかに知事登録水質検査機関の検体採取による実施<br>建築物一般試験<br>12項目水質検査は1年以内ごとに1回、定期的に行うこと<br>貯水槽清掃後、速やかに知事登録水質検査機関の検体採取による実施<br>または、同等の知識を有するものが行うこと | 簡易専用水道及び地下水等の水源は、7日以内毎に1回定期的に実施<br>1 残留塩素濃度測定<br>1 0.1mg/l以上<br>-----<br>-----<br>-----<br>-----<br>建築物一般試験<br>12項目水質検査は1年以内ごとに1回、定期的に行うこと<br>貯水槽清掃後、速やかに知事登録水質検査機関の検体採取による実施<br>または、同等の知識を有するものが行うこと | 簡易専用水道及び地下水等の水源は、7日以内毎に1回定期的に実施<br>1 残留塩素濃度測定<br>1 0.1mg/l以上<br>-----<br>-----<br>-----<br>-----<br>建築物一般試験<br>12項目水質検査は1年以内ごとに1回、定期的に行うこと<br>貯水槽清掃後、速やかに知事登録水質検査機関の検体採取による実施<br>または、同等の知識を有するものが行うこと |

| 区分            | 特定建築物  | 簡易専用水道   | 貯水槽水道  | 貯水槽水道   |
|---------------|--|--|--|---|
| 施設の定期点検       | 施設の点検を概ね月1回行うこと  | 施設の点検を概ね月1回行うこと  | 施設の点検を概ね月1回行うこと  | 施設の点検を概ね月1回行うこと   |
|               | 1 水槽周辺の清潔保持状況  | 1 水槽周辺の清潔保持状況  | 1 水槽周辺の清潔保持状況  | 1 水槽周辺の清潔保持状況   |
|               | 2 水槽の水漏れ、損傷の有無   | 2 水槽の水漏れ、損傷の有無   | 2 水槽の水漏れ、損傷の有無   | 2 水槽の水漏れ、損傷の有無  |
|               | 3 水槽内部の異物の有無   | 3 水槽内部の異物の有無   | 3 水槽内部の異物の有無   | 3 水槽内部の異物の有無  |
|               | 4 マンホールの施錠及び防水状況   | 4 マンホールの施錠及び防水状況   | 4 マンホールの施錠及び防水状況   | 4 マンホールの施錠及び防水状況  |
|               | 5 オーバーフロー管から出水の有無  | 5 オーバーフロー管から出水の有無  | 5 オーバーフロー管から出水の有無  | 5 オーバーフロー管から出水の有無   |
|               | 6 オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況                                     | 6 オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況                                       | 6 オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況                                       | 6 オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況  |
|               | 7 給水配管及び給水器具の異常の有無   | 7 給水配管及び給水器具の異常の有無   | 7 給水配管及び給水器具の異常の有無   | 7 給水配管及び給水器具の異常の有無  |
|               | 8 塩素注入装置の作動状況  | 8 塩素注入装置の作動状況  | 8 塩素注入装置の作動状況  | 8 塩素注入装置の作動状況   |
|               | 9 防錆剤注入装置の作動状況   | 9 防錆剤注入装置の作動状況   | 9 防錆剤注入装置の作動状況   | 9 防錆剤注入装置の作動状況  |
|               | # 揚水ポンプの振動や異常の有無   | # 揚水ポンプの振動や異常の有無   | # 揚水ポンプの振動や異常の有無   | # 揚水ポンプの振動や異常の有無  |
| 管理責任者         | ・設置者又は管理権限者<br>・建築物環境衛生管理技術者の助言の元                          | ・設置者又は管理権限者<br>・維持管理責任者                                      | ・設置者又は管理権限者<br>・維持管理責任者                                      | ・設置者又は管理権限者<br>・維持管理責任者   |
| 清掃実施者         | 管理権限者又は建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録事業者                                | 設置者自らか又は建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録事業者                                 | 設置者自らか又は建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録事業者                                 | 設置者自らか又は建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録事業者                                    |
|               |  | 建築物衛生法第20条2の1の5により知事登録事業者の活用を図ること                            | 建築物衛生法第20条2の1の5により知事登録事業者の活用を図ること                            | 建築物衛生法第20条2の1の5により知事登録事業者の活用を図ること<br>また、これと同等の知識及び技能を有するものが行うこと |
| 清掃記録報告書の提出先   |  |  |  |   |
| 設置者に提出        | 1 清掃報告書<br>2 定期水質検査成績書<br>3 清掃前後写真                         | 1 清掃報告書<br>2 12項目水質検査成績書<br>3 清掃前後写真                         | 1 清掃報告書<br>2 12項目水質検査成績書<br>3 清掃前後写真                         | 1 清掃報告書<br>2 12項目水質検査成績書<br>3 清掃前後写真                            |
| 所管保健所乃至水道局に提出 | 1 清掃報告書<br>2 定期水質検査成績書<br>所管保健所乃至水道局へは、(一社)新潟県貯水槽管理協会経由で提出 | 1 清掃報告書<br>2 12項目水質検査成績書<br>所管保健所乃至水道局へは、(一社)新潟県貯水槽管理協会経由で提出 | 1 清掃報告書<br>2 12項目水質検査成績書<br>所管保健所乃至水道局へは、(一社)新潟県貯水槽管理協会経由で提出 | 1 清掃報告書<br>2 12項目水質検査成績書<br>所管保健所乃至水道局へは、(一社)新潟県貯水槽管理協会経由で提出    |
| 書類、清掃記録の保存期間  | 永久保存<br>1 設備の図面等   | 永久保存<br>1 設備の配管及び系統図等  | 永久保存<br>1 設備の配管及び系統図等  | 永久保存<br>1 設備の配管及び系統図等   |
|               | 5年間保存<br>1 清掃、点検整備等の記録<br>2 環境衛生上必要な事項を記載した帳簿、書類           | 5年間保存<br>1 清掃記録<br>2 その他管理記録、帳簿書類                            | 5年間保存<br>1 清掃記録<br>2 その他管理記録、帳簿書類                            | 5年間保存<br>1 清掃記録<br>2 その他管理記録、帳簿書類                               |